

○厚生労働省告示第 号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号を次のように改める。

一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法

イ 指定通所介護の月平均の利用者の数（指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所に

おいて一体的に運営されている場合にあつては、指定通所介護の利用者の数及び指定介護予防通所介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費（小規模型通所介護費又は通常規模型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p> 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第一百九条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。 </p>	<p> 厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。 </p>
---	---

ロ 指定療養通所介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費（療養通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法</p>
---------------------------	-----------------------------

<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第百五条の六に定められている利用定員を超えること。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
---	---

<p>ハ 指定通所介護事業所の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所介護費（小規模型通所介護費又は通常規模型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p> <p>厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準</p> <p>指定居宅サービス基準第九十三条に定める員数を置いていないこと。</p>	<p>厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法</p> <p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
--	---

ニ 指定療養通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所介護費（療養通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げる

ところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百五条の四に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

第二号イの表以外の部分を次のように改める。

指定通所リハビリテーションの月平均の利用者の数（指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定通所リハビリテーションの利用者の数及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

第三号イ中「月平均の利用者の数（）」の下に「指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所

生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定短期入所生活介護の利用者の数及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数とし、「を加え、「合計数）」を「合計数とする。」に改め、同号イの表中「利用定員を超える場合」の下に「又は緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合」を加え、「又は第十一条第一項第二号」を「若しくは第十一条第一項第二号」に、「又は病院」を「病院」に改め、「入所定員を超える場合」の下に「又は緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合」を加え、同号ロ中「指定居宅サービス基準第四百条の十六に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。」を削り、同号ハ中「（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。）第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）を削り、「（特別養護老人ホーム基準）を「（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）」に、「ホにおいて」を「ホ及び第十六号において」に改める。

第四号イ(1)中「月平均の利用者の数」の下に「（指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定短期入所療養介護の利用者の数及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数の合計数。ロ(1)及びハにおい

て同じ。）」を加え、同号イ(1)の表中「入所者の定員」の下に「(緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合にあつては、定員に百分の百五を乗じて得た数)」を加え、同号イ(2)中「介護老人保健施設短期入所療養介護費」の下に「及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。)」を加え、同号イ(2)の表中「(指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所をいう。以下この号において同じ。)」を削り、「所定単位数」の下に「又は特定介護老人保健施設短期入所療養介護費の所定単位数」を加え、同号イ(3)中「ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費」の下に「及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。)」を加え、同号イ(3)の表中「所定単位数」の下に「又は特定介護老人保健施設短期入所療養介護費の所定単位数」を加え、同号ロ(1)の表中「入院患者の定員」の下に「(緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合にあつては、入院患者の定員に百分の百五を乗じて得た数)」を加え、同号ロ(2)中「及び認知症患者型短期入所療養介護費」を「及び特定病院療養病床短期入所療養介護費(ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。)」並びに認知症患者型短期入所療養介護費及び特定認知症患者型短期入所療養介護費(ユニット型指定短期入所療

養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）」に改め、同号ロ(2)の表中「又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)」を「若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、(IV)若しくは(V)若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費」に改め、「配置に応じた所定単位数」の下に「又は特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数」を加え、同号ハの表中「入院患者の定員」の下に「(緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合にあつては、入院患者の定員の百分の百五を乗じて得た数)」を加え、第五号及び第六号を次のように改める。

五 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び特定施設入居者生活介護費の算定方法

イ 指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入居者生活介護費（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費を除く。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める特定施設入居者生活介護費の算定方法</p>
<p>指定居宅サービス基準第一百七十五条に定める員数を置いていないこと。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

ロ 外部サービス利用型特定施設従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入居者生活介護費（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設従業者の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める特定施設入居者生活介護費の算定方法</p>
---	------------------------------------

指定居宅サービス基準第百九十二条の四に定める員数を置いていないこと。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに認知症対応型通所介護費の算定方法

イ 指定認知症対応型通所介護の月平均の利用者の数（指定認知症対応型通所介護事業者が指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型通所介護の事業と指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定認知症対応型通所介護の利用者の数及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における認知症対応型通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める認知症対応型通所介護費の算定方法
施行規則第三百三十一条の三の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告

利用定員を超えること。

示第百二十六号) 別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)
の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における認知症対応型通所介護費(認知症対応型通所介護費(I)に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める認知症対応型通所介護費の算定方法
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第四十二条に定める員	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算

数を置いていないこと。

定する。

ハ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における認知症対応型通所介護費（認知症対応型通所介護費（Ⅱ）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める認知症対応型通所介護費の算定方法
指定地域密着型サービス基準第四十五条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

第九号イ(2)中ただし書を削り、同号イ(2)の表中「（指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「又は認知症疾患型介護療養施設サービス(Ⅲ)」を「又は認知症疾患型介護療養施設サービス(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(V)」に改め、同号イ(3)中ただし書を削り、同号を第十三号とし、同号の次に次の八号を加える。

十四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防通所介護費の算定方法

イ 指定介護予防通所介護の月平均の利用者の数（指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防通所介護の利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防通所介護費の算定方法</p>
<p>施行規則第四百十条の七の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。</p>	<p>指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

ロ 指定介護予防通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基

準に該当する場合における介護予防通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第九十七条に定める員数を置いていないこと。</p>
<p>厚生労働大臣が定める介護予防通所介護費の算定方法</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

十五 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防通所リハビリテーション費の算定方法

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの月平均の利用者の数（指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一

体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防通所リハビリテーションの利用者の数及び指定通所リハビリテーションの利用者の数の合計数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防通所リハビリテーション費の算定方法</p>
<p>施行規則第四百四十条の八の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

ロ 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防通所リハビリテーション費の算定方法</p>
---	--

員の員数の基準

指定介護予防サービス基準第百十七条に定める員数を置いていないこと。

指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護予防短期入所生活介護費の算定方法

イ 指定介護予防短期入所生活介護の月平均の利用者の数（指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数及び指定短期入所生活介護の利用者の数の合計数とし、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数とする。）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p>	<p>指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受けない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、施行規則第百四十条の九の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号の規定による市町村が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合にあつては、利用定員に百分の百五を乗じて得た数（利用定員が四十を超える場合にあつては、利用定員に二を加えて得た数）を超えること。）。</p>
<p>厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入</p>	

所生活介護事業所にあつては、施行規則第四百
四十条の九の規定に基づき都道府県知事に提
出した特別養護老人ホームの入所定員を超え
ること（老人福祉法第十条の四第一項第三号
又は第十一条第一項第二号の規定による市町
村が行つた措置又は病院若しくは診療所に入
院中の入所者の再入所の時期が見込みより早
い時期となつたことによりやむを得ず入所定
員を超える場合にあつては、入所定員の数に
百分の百五を乗じて得た数（入所定員が四十
を超える場合にあつては、入所定員に二を加
えて得た数）を超えること。）。

ロ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数（当該指定介護予防短期
入所生活介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所である場合にあつて
は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定介護
予防短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定介護予防サービス基準第百六十六条に規定す

るユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る指定介護予防サービス基準第二百二十九条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費（単独型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法</p>
<p>指定介護予防サービス基準第二百二十九条に定める員数を置いていないこと。</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

ハ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体施設（指定介護予防サービス基準第三百三十二条第四項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。）が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を

置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第二百二十九条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における介護予防短期入所生活介護費（併設型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法

指定介護予防サービス基準第二百二十九条に定める員数を置いていないこと。

指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所である場合にあっては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る指定介護予防サービス基準第二百二十九条に定

める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費（単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法</p>
<p>利用者の数が三又はその端数を増すごとに以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと。</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

ホ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第二百二十九条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別

養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。)における介護予防短期入所生活介護費(併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法</p>
<p>利用者の数が三又はその端数を増すごとに以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと。</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) 指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数(指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護

の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び指定短期入所療養介護の利用者の数の合計数。ロ(1)及びハにおいて同じ。)が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準

厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法

指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が施行規則第四百四十条の十の規定に基づき都道府県知事に提出した入所者の定員を超えること。

指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護

厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養

<p>職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準</p>	<p>介護費の算定方法</p>
<p>指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分（指定介護予防サービス基準第百二十七条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法

法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法</p>
<p>指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあっては、同条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

ロ 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) 指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟における指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第四百四十条の十の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法</p> <p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
---	---

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び認知症患者型介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ</p>
<p>厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。

指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を

<p>含む。）。 指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、か</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

つ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄

に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及びユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護予防介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型介護予防認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

ト型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。。

指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護

<p>職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。</p>	
<p>指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護予防サービ</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の</p>

額の算定に関する基準の例により算定する。

ス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

ハ 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護予防短期入所療養介護費の算定方法

指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>指定介護予防短期入所療養介護を行う病室における指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第四百四十条の十の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法</p> <p>指定介護予防サービス介護給付費単位数の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
---	--

十八 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び介護予防特定施設入居者生活介護費の算定方法

イ 指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防特定施設入居者生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算

定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防特定施設入居者生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第二百三十一条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防特定施設入居者生活介護費（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費の外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防特定施設入居者生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第二百五十五条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額

の算定に関する基準の例により算定する。

十九 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法

イ 指定介護予防認知症対応型通所介護の月平均の利用者の数（指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数及び指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防認知症対応型通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法
施行規則第四百四十条の二十の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給

付費単位数表」という。)の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、介護予防認知症対応型通所介護費(介護予防認知症対応型通所介護費(I)に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法</p>
<p>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第五条に</p>	<p>指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

― 定める員数を置いていないこと。 ―

ハ 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防認知症対応型通所介護費（介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法
----------------------------	--------------------------------

指定地域密着型介護予防サービス基準第八条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
--------------------------------------	--

二十 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準並びに介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法

イ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運

営されている場合にあつては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準

施行規則第四百十条の二十一の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えること。

厚生労働大臣が定める介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準

厚生労働大臣が定める指定介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法

指定地域密着型介護予防サービス基準第四十

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費

四条に定める員数を置いていないこと。

単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二十一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数の基準並びに介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法

イ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の数（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の数及び指定認知症対応型共同生活介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法
施行規則第四百四十条の二十二の規定に基づき	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費

市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。

単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法
指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

第八号ロ中ただし書を削り、同号ロの表中「（介護老人保健施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同号ハ中ただし書を削り

、同号を第十二号とし、第七号イの表中「別表第一」を「別表」に改め、同号口ただし書を削り、同号口の表中「（指定介護老人福祉施設基準第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。」を削り、同号ハ中ただし書を削り、同号を第十一号とし、第六号の次に次の四号を加える。

七 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び指定小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準並びに小規模多機能型居宅介護費の算定方法

イ 指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数（指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める登録者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める小規模多機能型居宅介護費の算定方法</p>
<p>施行規則第三百三十一条の四の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている</p>	<p>指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位</p>

登録定員を超えること。

数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める指定小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める小規模多機能型居宅介護費の算定方法
指定地域密着型サービス基準第六十三条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

八 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数の基準並びに認知症対応型共同生活介護費の算定方法

イ 指定認知症対応型共同生活介護の利用者の数（指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介

護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定認知症対応型共同生活介護の利用者の数及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める認知症対応型共同生活介護費の算定方法</p>
<p>施行規則第三百三十一条の五の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。</p>	<p>指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

ロ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める介護従業者の員数の基</p>	<p>厚生労働大臣が定める認知症対応型共同生活</p>
-----------------------------	-----------------------------

<p>準</p>	<p>介護費の算定方法</p>
<p>指定地域密着型サービス基準第九十条に定める員数を置いていないこと。</p>	<p>指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

九 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び地域密着型特定施設入居者生活介護費の算定方法

指定地域密着型特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型特定施設入居者生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める地域密着型特定施設入居者生活介護費の算定方法</p>
<p>指定地域密着型サービス基準第一百十条に定める員数を置いていないこと。</p>	<p>指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要す</p>

る費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに地域密着型介護福祉施設サービスの算定方法

イ 指定地域密着型介護老人福祉施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における地域密着型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める入所者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める地域密着型介護福祉施設サービスの算定方法</p>
<p>施行規則第三百三十一条の七の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている入所定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第二号の規定による市町村が行った措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となったことにより、</p>	<p>地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

入所定員を超えることが、やむを得ない場合にあっては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を、当該地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所の施設を利用して地域密着型介護福祉施設サービスを提供することにより、入所定員を超えることが、要介護被保険者の緊急その他の事情を勘案してやむを得ない場合にあっては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超えること。)

ロ 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型介護福祉施設サービス費及び経過的地域密着型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める地域密着型介護福祉施設サービスの算定方法</p>
<p>指定地域密着型サービス基準第百三十一条に</p>	<p>指定地域密着型サービス等介護給付費単位数</p>

<p>定める員数を置いていないこと（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分（指定地域密着型サービス基準第七十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定地域密着型サービス基準第三百三十一条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。）。</p>	<p>表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
--	---

ハ 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費及びユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める地域密着型介護福祉施設サービスの算定方法</p>
---	---------------------------------------

常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いておらず、又は指定地域密着型サービス基準第三百三十一条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いていない場合を含む。）。

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。